

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の
実現に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路4 子育てに希望が持てる社会の実現

■きめ細やかな少子化対策の推進



1 結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実



要望先：こども家庭庁
県担当課：こども政策課

◆提案・要望

結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実により、こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられるように、思い切った財源投入を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、「こども基本法」において都道府県こども計画や市町村こども計画の策定を求めており、本県においても「埼玉県こども・若者計画」を策定し施策を進めている。
- ・ 「埼玉県こども・若者計画」では、こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会を目指しており、そのために結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援の充実は必要不可欠であるが、厳しい財政状況の中では地方公共団体単独の実施は困難であり財政支援が欠かせない。
- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」は、結婚新生活支援事業を中心に県内市町村で活用しているが、所得や年齢の要件が厳しいことや、財政負担が市町村参加の大きな支障原因となっている。
- ・ また、この交付金は単年度の取組への予算であり、事業周知の時期が遅く、提出期間も短い上、国の補助要綱が確定する前に、市町村に予算化を義務付けるなど、地域の実情に合った事業の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。
- ・ さらに、市町村にとって補助率が高い、都道府県主導型市町村連携コースにおいても、制約事項が多く、決して、市町村が利用しやすい仕組みとはなっていない。
- ・ 国において全国一律の結婚、妊娠・出産、子育て支援施策の拡充を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな取組が実現できるよう、思い切った財源投入を要望する。

2 不妊治療等への支援の拡充



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : 健康長寿課

◆提案・要望

不妊に悩む方が誰一人取り残されることなく、安心して幅広い治療が受けられるよう次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 不妊治療に医療保険が適用されたが、これまでの助成制度より自己負担が増加する場合もあることなどから、不妊・不育症治療、検査にかかる保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。
- (2) 不妊・不育症治療、検査にかかる自己負担額の軽減措置や独自に助成を行う地方公共団体への財政支援措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年4月から不妊治療における体外受精などの基本治療については新たに保険適用となった。これにより経済的負担が軽減され、不妊に悩むより多くの方々の支援につながっていると考えられる。
- ・ 一方、不妊治療を受ける方それぞれの状況に応じて、追加的に実施される検査や治療のうち、保険適用されず全額自己負担となったものもある。
- ・ 保険適用にはならなかったものの、先進医療として国が位置付けたものについては、特例的に保険診療との併用が可能であるが、先進医療部分については全額自己負担となる。また、保険診療と保険適用外診療を組み合わせると、保険診療分も含め全額自己負担となり、保険適用のメリットを受けられない場合もある。
- ・ また、治療費や所得によっては、保険適用になったことで、これまでの助成制度より自己負担額が増える場合もある。
- ・ 上記により、不妊治療の保険適用に伴い、治療の選択肢の幅が狭まっているとの意見もある。
- ・ 本県では、不妊治療に至る検査の自己負担の軽減を図るため、県単独事業として、不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業を実施しているが、より効果的な事業を継続的に実施していくためには、国による財政支援措置が必要である。

◆参考

○本県における不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業の実施状況（単位：件）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不妊検査費	2,661	2,159	2,363
不育症検査費	453	344	388

■子育て支援の充実



1 保育の質の向上【一部新規】



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように保育士の配置基準の更なる見直しを行うこと。特に、令和7年度から実施される1歳児の配置基準の改善に係る要件を緩和すること。また、保育士配置基準の改善に伴う恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格を設定すること。さらに、物価高騰分については、確実に公定価格に反映すること。
- (2) 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要なこどもへの適切な支援のため、職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が、地域の保育現場の人件費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 保育士の配置基準は、令和6年度から3歳児及び4・5歳児は改善されたが、依然として諸外国と比較しても緩く、保育現場の実情にあったものではない。
- ・ 令和7年度から公定価格上の加算措置として、「1歳児配置改善加算」が創設された。
この加算要件として、

- (1) 処遇改善等加算区分1、2、3のいずれも取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている（①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

を全て満たすことが付されている。

- ・ 要件(1)、(2)については、人材確保や保育の質の向上の観点から必要性は理解できるものの、(3)を要件とすることは、新卒保育士や経験年数の短い潜在保育士の採用を敬遠する動きに繋がる可能性があり、従来の国の保育士確保の方向性と整合が取れないと考える。実際に、本県の保育所・認定こども園で要件を満たすのは全体の52.2%である。
- ・ さらに、要件(3)は(1)及び(2)と比べ、要件を満たしていない場合に、各保育所等が自らの努力で短期間に改善することが困難である。

なお、本県では1歳児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配

置できるよう補助を実施している。

- ・ 原油価格・物価高騰について、令和6年度は光熱費や食材費の価格高騰に対応するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できることとなっていたが、保育所等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格に反映する必要がある。
- ・ 保育士等の人材育成、保育士等に必要な知識・技能の修得のため、保育所等でのリーダー的職員の養成、安全管理や虐待防止、医療的ケア児への対応など、様々な研修の受講が必要である。
- ・ 保育士等が研修を受講できる環境整備のためには、代替職員確保に係る経費の拡充が必要である。

2 保育所整備等への交付金等の充実



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども支援課

◆提案・要望

- (1) 地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない保育提供体制の確保のため、就学前教育・保育施設整備交付金や保育対策総合支援事業費補助金など、保育所等の施設整備に対する補助の一層の充実を図ること。
- (2) 地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、送迎保育や賃借料補助などのソフト事業に対する補助を継続すること。
- (3) 首都直下型地震など今後起こりうる地震災害による被害を防止するため、保育所などの耐震診断や耐震改修について補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等の整備は、国から市町村に直接交付される交付金を活用して、市町村が策定する計画に基づき実施される。市町村が計画的に施設整備を行うためには、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 待機児童が発生しない体制を確保するためには、地域の現状や課題を分析し、それらの実情を踏まえ対応する必要がある。
- ・ 近年は物価高騰により施設整備費が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 保育所の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率の引上げが必要である。

◆参考

○主な事業

就学前教育・保育施設整備交付金（保育所、認定こども園などの整備）

保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

○就学前教育・保育施設整備交付金（令和7年度交付要綱案）

<補助率>

通常 国1/2、市町村1/4、事業者1/4

特定* 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

*「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている場合など

・ 交付基準額

都市部 60名定員（補助率2/3）の場合 137,400千円

・ 補助の方法

国→市町村→事業者

○保育対策総合支援事業費補助金（令和6年度交付要綱等）

- ・ 送迎保育（広域的保育所等利用事業）
事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助
バス借上げ費 1台当たり基準額年間7,500千円
保育士等雇上費 1人当たり基準額年間5,000千円（2人目以降は3,000千円／人）
- ・ 賃貸物件による保育所改修費
事業に必要な改修費、賃借料等を補助
1施設（20～59人）当たり基準額31,874千円
- ・ 補助の方法
国→市町村→事業者